医療費と制度が変わりました!

診療報酬改定と制度改正により、今年4月から医療費と制度が変わりました。 診療報酬改定により、初診料・再診料の引上げ、さらに医療費全体で0.1%の引上げが実施されています。 引き続き、医療費の節減にご協力をお願いします。

医療費が変わりました!

初診料と再診料が引上がりました

2,700円 +120円 2,820円 医科

初診料

+160円 2.340円 歯科 2,180 円

再診料

+30円 720 円 医科 690円

420 円 +30円 450円 歯科

調剤 基本料

+10円 410円 400円



診療報酬が改定されました

診療報酬本体 +0.73%

薬価等 -0.63%

· 0.1%の 引上げ!



診療報酬 とは…

皆さまが健康保険を使って病院等にか かったときに、医療機関や薬局に支払われ る治療代や薬代の公定価格のことで、2

年に1回見直されます。今回の改定により、医療費は全体 で0.1%引上がりました。

ここに注目!

高齢化等に伴い、日本の国民医療費は毎年1兆円ずつ増加しています。[+0.1%]は、わず かな増加に感じられますが、国民全体では420億円の増加になると見込まれ、財政状況が厳 しさを増す健保組合にとって、さらなる財政悪化への懸念材料となっています。

健康保険は、皆さまから納めていただく保険料から、ケガや病気で病院にかかった際に給付を行う「助け 合いのしくみ」で成り立っています。皆さまにおかれましては、日ごろから健康管理を行い、医薬品はジェネ リックを選択するなど、医療費節減にさらなるご理解とご協力をお願いします。

接骨院・整骨院で

施術内容等の照会にご協力ください

接骨院・整骨院の施術にかかる療養費の中に、誤った請求や不適正な請求が増加しています。健保組合では、医療 費適正化の一環として、接骨院・整骨院で施術を受けた方に照会文書「<mark>柔道整復師(接骨院・整骨院)での受診に伴う</mark> 確認について」をお送りし、施術内容・施術経過・負傷原因等を照会させていただいております。

この照会文書は、業務委託先のガリバー・インターナショナル㈱・保険管理センターから皆さまのご自宅に送付さ れます。受け取られた方は、回答事項をご記入のうえ、期限までに同封の封筒で返送していただきますようお願いい たします。また、回答内容について、お電話で確認させていただくこともあります。

皆さまからお預かりする大切な保険料を適正に支出するための取り組みです。ご多忙のところ恐縮ですが、ご理解 とご協力をお願いいたします。

※照会は、施術を受けてから数カ月後となりますので、領収書等は必ず保管してください。

※ご回答いただいた内容につきましては、個人情報保護法に基づき、委託業者との間で「柔道整復師に確認する際の資料としてのみ使用する」旨の契約 を交わしています。

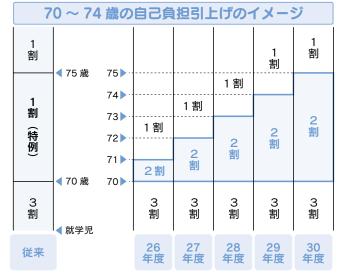
制度が変わりました!

70~74歳の医療費自己負担割合が1割から2割に

これまで、特例により 70~74歳の一般・低所得 者の医療費自己負担割合は1割に据え置かれていまし たが、この4月以降に70歳に達する方(昭和19年 4月2日以降生まれの方)は、70歳に達した月の翌 月以後の診療分(4月に70歳に達した方は5月診療分) から、自己負担割合が2割になります。

平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した方につ いては、4月1日以降も自己負担割合は1割となります。





※現役並み所得者(標準報酬月額28万円以上)の医療費自己負担割合は、 3割で変更ありません。

「**高齢受給者証**」で確認できます

✓ 平成 26 年4月以降に 70 歳になる方

高齢受給者証の「一部負担金の割合」欄に「2割」 と記載されます。

▼ 平成 26 年3月31 日以前に70 歳に達した方

更新時に「一部負担金の割合」欄に「2割(特例措 置により1割)」と記載された高齢受給者証が交付さ れます。

高額療養費の自己負担限度額に 変更はありません

自己負担割合が2割となっ ても、70~74歳の高額療養 費の自己負担限度額は変更あ りません(一般所得者は入院 44,400 円・外来 12,000 円 に据え置かれます)。



産休中の保険料が免除されます

この4月から、産前産後休業中(産休中)の社会保 険料(健康保険・厚生年金保険)が免除されることに なりました。これまでは、育児休業中に限って免除さ れていましたが、4月30日以降に産休が終了する方 については、産休中にも保険料免除が適用されます。

具体的には、毎月事業主(会社)と被保険者(本人) の皆さまに折半で納めていただいている健康保険料の 支払いが、事業主・被保険者ともに免除されます。な お、この間も保険証はもちろん、健診や保養所等の保 健事業は従来どおり利用することができます。



これ までは・・ 就業

産前産後休業中

育児休業中

復帰後

保険料負担

保険料負担

保険料免除

保険料 負 担

平成26年 4月から

新たに免除

産休終了後も、育休終了後と同様 に、報酬が低下した場合には、産 休終了後の3カ月間の報酬月額を もとに、標準報酬月額を決定し、 その翌月から改定されます。